

## 日・ベトナム受刑者移送条約

### 1. 国会提出の背景

人の移動に伴う外国人犯罪の増加や犯罪の国際化を背景として、欧米諸国では外国人受刑者の処遇の問題が顕在化した。外国での服役は、言語、習慣、宗教等の相違に直面し、母国の家族との面会も困難となり、出所後の円滑な社会復帰に支障が生じる。受刑者を母国に移送し、本国で刑に服する機会を与える受刑者移送の仕組みは、受刑者の人権的配慮に加え、改善更生と円滑な社会復帰を促進する最広義の国際刑事司法共助制度である。

日本は、1983年に欧州評議会が作成した多国間条約「刑を言い渡された者の移送に関する条約」(以下「CE条約」という。)に加入(2003年)して移送制度を導入した。その後、タイ(2010年発効)、ブラジル(2016年発効)、イラン(2016年発効)との間で二国間条約を締結し、上記の条約に基づき、国際受刑者移送法(平成14年法律第66号)に従って受刑者の移送を実施している。日本から各国に移送された外国人受刑者は、2004年から2018年までの累計で417人(イギリス60人、米国51人、オランダ51人、カナダ44人、韓国43人等)に上り、逆に各国から受け入れた日本人受刑者は10人である。

日本における在留外国人数は、2018年末時点で過去最多の273万1,093人となった。特にベトナム人は33万835人(前年から26.1%増)で中国、韓国に次いで多く、近年、技能実習生や留学生を中心に増加傾向にある。さらに、2019年4月には新たな在留資格「特定技能」が創設され、同年7月、日本とベトナムの間で特定技能外国人に関する協力覚書が交換されたことにより、日本におけるベトナム人就業の拡大が見込まれている。

他方、日本における外国人受刑者(来日外国人<sup>1)</sup>)のうち、ベトナム人は2018年末時点で129人であり、主に窃盗や覚醒剤取締法違反で服役している。受刑者数としては中国、ブラジルに次ぐ人数となっており(下表参照)、ベトナム人受刑者の数は最近5年間で増加傾向にある(2014年末95人、2015年末98人、2016年末98人、2017年末101人)。逆に、ベトナムで服役している日本人受刑者は3人(2020年1月現在)である<sup>2)</sup>。

表 日本国内における外国人受刑者数(来日外国人、2018年末)

			(人)		
中国	412	タイ	64	イギリス	15
ブラジル	191	ナイジェリア	56	インドネシア	14
ベトナム	129	メキシコ	47	ロシア	14
イラン	94	ペルー	46	パキスタン	11
フィリピン	74	米国	39	スリランカ	10
韓国・朝鮮	72	マレーシア	37	コロンビア	10

(注) 10人以上の国を掲載。受刑者数合計は1,535人。表中の青色はCE条約締結国、赤色は日本と二国間受刑者移送条約を締結している国(出所)法務省矯正統計年報(平成30年)から筆者作成

ベトナムは多国間条約であるCE条約に締結するよりも、締約国それぞれの事情を踏まえて締結できる二国間条約を指向しており<sup>3</sup>、日本におけるベトナム人受刑者を本国に移送して服役させるためには、両国間で条約を締結する必要があった。2018年5月の日・ベトナム首脳会談において共同声明が発出され、刑事共助及び受刑者移送に関して二国間協定の締結に向けた交渉を開始することが表明されたことを受け、日・ベトナム両国は受刑者移送分野における協力の枠組みを構築するための交渉を進めた。その結果、2019年7月1日、「刑を言い渡された者の移送に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の条約」（以下「本条約」という。）の署名に至り、2020年3月10日、本条約は第201回国会（常会）に提出された（閣条第14号）。

## 2. 本条約の主な内容

日本は、上記のとおり、国際受刑者移送法に従って、外国で刑の言渡しを受け拘禁されている日本人受刑者を日本に移送する「受入移送」と、逆に日本で刑の言渡しを受け拘禁されている外国人受刑者をその母国に移送する「送出移送」を実施しているが、条約前置主義をとっており、本条約を締結することによりはじめてベトナムとの間で受刑者移送が可能となる。刑を言い渡された者は、移送国又は受入国に対し、本条約に従って移送されることについて自己の関心を表明することができる（第2条2）。また、移送国又は受入国のいずれの締約国も、移送について要請することができる（第2条3）。ただし、実際に受刑者を移送するためには条件が付されており、主なものとしては、受刑者が受入国の国民等であること、判決が確定していること、残りの服役期間が1年以上残っていること、移送国での受刑者の犯罪行為が受入国の法令でも犯罪を構成すること、移送国・受入国・受刑者が移送に同意していること等が規定されている（第3条1）。これらの条件が満たされている場合に限り移送が可能となり、本条約に定める移送に係る手続（第6条）に従って実施されることとなる。

移送後の刑の執行については、受入国の法令に従って必要な措置をとることにより、移送国の刑の執行が継続される（第9条1）。なお、特赦、大赦又は減刑については、各締約国が自国の憲法及び法令に従って認めることができる（第10条）。本条約の適用に当たり要する費用は、専ら移送国の領域において要する費用を除くほか、受入国が負担する（第14条2）。本条約は両締約国が国内手続を完了した旨を通告した日の後30日で発効するが、その効力発生の前又は以後に言い渡された刑の執行について適用される（第17条1、2）。

てらばやし ゆうすけ  
（寺林 裕介・外交防衛委員会調査室）

<sup>1</sup> 日本に滞在する外国人から、永住者、特別永住者、在日米軍・国連軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人。

<sup>2</sup> なお、海外で服役している日本人受刑者数の合計は153人（そのうち中国における日本人受刑者数は55人、2019年1月現在）。

<sup>3</sup> ベトナムが締結している二国間受刑者移送条約の相手国は、イギリス、オーストラリア、韓国、タイ、ハンガリー、インド、ロシア、スリランカ、スペイン、カンボジア、チェコ、モンゴルの12か国。